

I . 社会福祉法人(福祉施設)の災害対応

1.入所者の安全確保、ケアの継続

「社会福祉施設地震防災マニュアル」(平成8年11月) →「概要」資料1

「福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン(地震対策編)」(平成21年3月)

2.要援護者の受け入れ

入所者増あるいは職員確保困難に対応するため職員の派遣要請(県が県内、あるいは県外に要請。国も協力要請)

3.居宅サービス利用者の安否確認⇒必要な場合、避難支援

利用者増あるいは職員確保困難に対応するため職員の派遣要請(県が県内、あるいは県外に要請。国も協力要請)

4.「福祉避難所」の開設

近年は、自治体の事前指定により実施する例が増えている。

以前はデイサービスセンター等を利用する例があったが、デイサービスセンターのサービス実施に支障を来たすため他の施設を使用することを定める場合が多い。

5.「地域の救援活動の拠点」としての取り組み

施設の食堂、会議室の開放。

一般避難所への場の提供。

Ⅱ．民生委員・児童委員の取り組み

「災害時一人も見逃さない運動」 →資料2

- 要援護者台帳の整備（要援護者の状況やニーズの把握）
 - 災害福祉マップの作成
- ※定期的な更新作業

- 自然災害についての学習
- 関係機関・団体との連絡体制、情報交換
- 防災避難訓練への参画・協力

Ⅲ. 市区町村社会福祉協議会および社協ネットワークの災害対応

1. 市区町村段階の災害ボランティアセンターの運営

－市区町村社協による設置運営

被災地の基本センターは社協が各種団体（災害NPO、自治会・町内会、福祉団体、JC等）と協働して設置運営するかたちがほぼ定着

－災害ボランティアセンターを外部から支える仕組み

- ①当該都道府県社協職員
- ②当該都道府県内市町村社協職員
- ③（災害規模に応じて）当該ブロック内社協（都道府県・市区町村社協）職員
- ④（災害規模に応じて）他ブロック社協（都道府県・市区町村社協）職員
- ⑤全国社会福祉協議会
- ⑥災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 →資料3

NPO,共同募金会、社協、企業、経団連等の参加を得て、災害ボランティアセンターをヒト、モノ、カネの面からサポート

(準備)

- ・災害ボランティアセンター運営支援者研修会

中核的に災害ボランティアセンター(もしくはそれに準ずる現地の支援拠点)の運営や協働体制づくり、連絡調整、プログラム開発や、復興プロセスまでのアドバイスなどができるスタッフ(運営支援者)の養成(NPO組織、社協等から参加)の養成

- ・ブロック協定書、全国の対応指針 →資料4

災害ボランティアの活動内容(例)

- ー家屋の片付け、ごみだし、清掃、
- ー避難所支援
- ー炊き出し
- ー訪問によるニーズ聞き取り
- ー心のケア、話し相手、お茶会や散歩・足湯などのリラクゼーション活動
- ー子どもの遊び相手
- ー入浴支援
- ー支援物資仕分け・配布
- 等々

2.市区町村社協の実施しているサービス・活動の利用者の安否確認⇒必要な場合、避難支援

- － 介護保険サービス、障害者福祉サービス等利用者（他事業所も同様）
- － 見守り・支援活動の対象者（民生委員・児童委員、地区社協、自治会・町内会と協働して）

（準備）

- ・災害時要援護者避難支援計画の策定⇒避難訓練
 - － 内閣府のガイドラインに沿うとともに、以前から取り組んでいる見守り・支援活動と重ねて、実施（相乗効果）
→事例 資料5

3.他事業所、自治体との連携

- － 漏れを起こさない。
- － 効率的な安否確認活動。
- － 新たな要援護者への対応

4.福祉避難所の開設

※福祉施設と同様

5.一般避難所の開設

近年は、ボランティアセンターや福祉避難所を機能させるため開設しないこととしている事例が多い。

6.(共同募金)ボランティア活動資金の確保

ボランティア活動の支援のための「準備金制度」が平成12年改正で実現
共同募金は県単位だが、この準備金については他県への拠出が可能となっている。

7.復興活動

- －生活支援相談員の配置による被災者支援(中越、中越沖、平成21年防府市社協等...社協以外の配置もあり)
- －通常の地域福祉活動の中で

新潟県中越沖地震対応

初動期

(7月16日)新潟県社協:新潟県災害救援ボランティア本部設置、柏崎市社協:柏崎市災害ボランティアセンター設置

(7月17日)刈羽村社協:刈羽村災害ボランティアセンター設置

(7月18日)出雲崎町社協:出雲崎町災害ボランティアセンター設置

(7月20日)柏崎市社協西山支所:柏崎市災害ボランティアセンター西山設置

支援活動の概況

1. ボランティア活動の状況

* 延べ参加人数 (07.10.02現在の合計)

- ①柏崎市災害VC 18,473人
- ②柏崎市災害VC 西山支所 1,964人
- ③刈羽村災害VC 6,034人
- ④出雲崎町災害VC 194人

2. 社協ネットワークおよび支援プロジェクトによる支援

- ・ 新潟県社協からの支援(延べ320人)
- ・ 県内市町村社協(延べ2070人)
- ・ 関東ブロック社協(延べ678人)
- ・ 他ブロックの社協(5日間のみ19名)
- ・ 全社協

3. 支援プロジェクトによる支援

- アドバイザー派遣(延べ31名)
- 各災害VCの備品・設備(コピー機、印刷機、机、椅子、大量の事務用品、車両、カメラ、携帯電話など)等について、日本経団連1%クラブを通じて、貸与あるいは寄贈
- 寄付金 3,755万円

4. 民生委員・児童委員の活動

(災害時要援護者登録、それを町内会、コミュニティセンター(コミュニティ協議会)と共有をすすめている最中に発災)

- 民生委員・児童委員が担当地区の安否確認の実施(コミュニティセンター、町内会と連携)。
- 各地から派遣された保健師との同行訪問を実施

5. 要援護者支援

- * 避難所へのヘルパー派遣
- (全国ホームヘルパー協議会)福祉避難所、一般避難所に派遣(延べ34人)

5. 共同募金会の動き

- * 義援金の募集
- * 共同募金準備金の積極活用の推進
- 関東ブロック各都県共同募金会からの準備金を拠出(1億円)

6. ボランティアなどの安全対策

- * 倒壊の危険性がある家屋などからのボランティア活動依頼への対応⇒専門家によるチェック

7. 復興期の対応

- * 生活支援相談員の配置

IV. 課題

1. ボランティア活動の自発性・主体性と自治体の責任

自治体からの「指示」ではない。ただし、調整は必要。
(市町村社協が調整役を果たす必要)
被災者との関係も「支援しなければならない」という関係ではない。
(実際には期待は大きい)
基盤整備は自治体の責任

2. 地域の要援護者避難支援計画づくりは地域間格差あり

3. 福祉避難所の設置準備は十分？

4. 在宅の潜在ニーズへの対応

要介護のみならず、孤独、生活リズムの乱れ⇒生活支援ニーズ

5. まだ、対応が不十分なニーズ ※いずれも取り組みは始まっているが...

在住外国人

障害者(コミュニケーションが難しい人、医療対応が必要な場合等々)

移動サービス

一般避難所の生活環境、生活支援

6. 東海、東南海など大規模災害への対応

【資料 1】

「社会福祉施設地震防災マニュアル」（平成 8 年 11 月）の概要

（１）福祉施設における体制整備の基本的考え方

①利用者の安全確保のための取り組みを行う

災害時の利用者の安全確保のために、設備の整備、避難訓練などの一層の充実、連絡体制の整備を推進する。

②緊急受け入れ体制の整備を行う

災害による新たな要援護者の緊急受け入れを行うため、体制整備を行う。

③地域住民との相互協力関係を深める

災害時に地域住民の一員として、福祉施設や地域の救援活動を行う。また、地域住民の協力により在宅の要援護者の調査や緊急受け入れを的確に行うため、日頃より地域との相互協力関係を深めておく

④福祉施設相互の連携をすすめる

近隣の施設相互の連携をすすめるため、連絡体制の整備を推進する。

（２）福祉施設での具体的取り組み

①立地条件の確認を行う

市町村、消防署などと連絡をとり、施設が立地している地盤、延焼の有無、津波の影響などについて事前に調査把握し、適切な対応を行う。

②建物の耐震化をすすめる

市町村や都道府県と協議し、建物に対する専門家の耐震診断を受け、耐震性が十分ではない場合には、補強や改築を実施する。

③内装、設備、備品の安全対策をすすめる

内装、設備、備品について、災害時に倒壊、破壊、飛散が起こらないよう、事前に十分な安全対策を立てる。特に、消火器具、警報器、避難用具などの点検及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理を行う。

④食糧・資器材の備蓄を行う

利用者のサービスの継続に加え、災害発生後は、一般避難所または要援護者の専門的な福祉避難所の役割を果たす必要があるため、市町村と協議のうえ、必要な食糧・資器材を備蓄する。

⑤防災訓練・防災教育を行う

施設の職員及び利用者に対し、被災を具体的に想定した避難訓練を実施し、体得させる。また、防災教育を行い災害対策に関する正しい知識を会得させる。

⑥自主防災組織を編成する

個々の施設の実情に応じた防災対策を、迅速かつ的確に実施するため、指揮機能を有する組織を設置し、組織の構成、役割分担を定めておく。

⑦地震防災応急計画を作成する

情報伝達網、自主防災組織、施設設備の点検、利用者の安全指導、教育訓練などを織り込んだ地震防災応急計画を定めておく。

⑧災害対策マニュアルを作成し点検を行う

地震防災応急計画にあわせ、施設の災害対策マニュアルを作成する。その際、在宅の要援護者への支援について近隣施設との相互協力体制、社会福祉関係機関や団体との連携や役割分担なども織り込んだマニュアルを作成する。あわせて、マニュアルを実行するために必要な組織の事業に点検を行い、マニュアルの実行性を確認しておく。

⑨近隣施設との相互協力関係を確立する。

近隣の施設と、災害援助協定などを締結することにより、地域を範囲とした施設相互の協力関係を確立する。

⑩地域住民や福祉団体との相互協力関係を深める

災害時は、近隣との助け合いが重要であり、施設は日頃から地域住民との関係を良好に保ち、相互協力関係を深めておく。また、在宅の要援護者の救援活動が適切に実施されるように、日頃から福祉団体等との協力関係を推進し、災害時に共同した救援活動を実施する体制を整備しておく。

⑪行政や市区町村社協等が作成する災害対策マニュアルの策定に参画する。

行政や市区町村社協等が作成する災害対策マニュアルに、地域の福祉の専門機関として参画し、協力体制を確立する。

【資料 3】

「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」とは？

支援プロジェクト会議委員構成団体

三井住友海上火災保険㈱、中越復興市民会議、㈱損害保険ジャパン、㈱日本航空、日本経団連 1 %クラブ、レスキューストックヤード、JPCOM、シャント国際ボランティア会 (SVA)、日本 NPO センター、(有)コラボねっと、宮城県社会福祉協議会、高知県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、福井県共同募金会、中央共同募金会

事務局：社会福祉法人中央共同募金会

支援活動内容

(1) もの

①現地災害ボランティアセンター等の備品等の支援

- ・日本経団連 1 %クラブとの連携により、現地災害ボランティアセンターの備品や車両、通信機器などについて、企業の協力を得て、貸与あるいは寄付を行う（調整を支援 P が行い、現地の負担を減らす）

②被災者品へのお見舞い（うるうるパック）の提供

- ・日本経団連と 1 %クラブ会員企業への協力要請を通じて寄せられた物資をパック化し、現地に提供。各市町（社協）災害ボランティアセンター等を通じて、被災者への生活支援の一助として提供

(2) ひと

- ・現地災害ボランティアセンターや社協の支援のためにアドバイスができるメンバーを派遣（派遣者は、支援プロジェクト、全社協共催の災害ボランティアのアドバイザー研修修了者など）⇒顔の見える関係

(3) おかね

①共同募金「災害準備金制度」の活用アドバイスなど

②災害ボランティア活動資金の受け入れ

日本経団連と 1 %クラブが会員企業に対しよびかける、救援物資の運搬・調整費、中長期的な被災地主体の復興プロジェクト、ボランティア支援に関する経費等への助成について、企業からの寄付や社員募金の受け入れを実施

(4) 情報発信

災害支援活動中は、関係者によるメーリングリストを立上げ、地元、派遣コーディネーター、構成団体間で情報の共有

HP による情報提供

災害救援活動応援体制の提案

全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会

阪神・淡路大震災以降、ボランティアによる災害救援活動が活発化している。その活動の条件整備、支援を行う組織としての社会福祉協議会への評価も高まっているが、とくに社協のネットワークの有効性に対する関係者の評価が定着してきている。

この社協のネットワークによる活動をよりスムーズ、確実にを行うために、本提案を行うものである。もとより、この種の活動は、地元社協の判断、他の社協の自主性に基づくものであるが、とくに平成 15・16 年度の災害救援活動の経験を踏まえ、各都道府県・指定都市社協に提案するものである。

I. 応援体制整備の基本手順

1. 災害の発生

2. 被害状況の把握

下記のそれぞれの社協が状況の把握を行い、情報交換を行う。

- 地元市区町村社会福祉協議会
- 地元都道府県・指定都市社会福祉協議会
 - ※職員を派遣して状況把握に努める。
- ブロック幹事都道府県・指定都市社会福祉協議会
- 隣県・近県（指定都市）の社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会

3. 災害救援活動の展開の判断

（災害救援ボランティアセンター設立の要不要の判断を含む）

社協のみでなく NP0、ボランティア活動推進組織と協働するプラットフォームとすることが重要。地元で編成し、県外社協・団体は応援するかたちとするのが基本。地元は災害救援活動の要請を行うことを躊躇する傾向があるので、当該市区町村社協に対しては都道府県・指定都市社協が、当該都道府県・指定都市社協には、他県社協および全社協が「後押し」を行う必要がある場合がある。

地元市区町村社会福祉協議会、地元都道府県・指定都市社会福祉協議会、地元の NPO、ボランティア活動推進組織等関係団体により、市区町村災害救援ボランティアセンターならびに都道府県・指定都市災害救援ボランティア活動本部の設置を含む、災害救援活動の展開について判断を行う。

オブザーバーとして、地元市町村、都道府県・指定都市、隣県（指定都市）・近県の社会福祉協議会（ブロック幹事県社協・全社協と調整の上、職員派遣、災害救助法適用または適用見込み段階で職員派遣、旅費は地域福祉推進委員会福祉救援活動資金援助制度基金から負担）および全国社会福祉協議会（災害救助法適用または適用見込み段階で職員派遣、旅費は全社協負担）、全国段階等の NPO、ボランティア活動推進組織等関係団体が加わり、側面から助言を行う。

隣県・近県社協（１～数名）および全社協からはできるだけ速やかに職員を派遣し、地元の支援および県外からの応援体制の必要性の判断等を行う。
業務等の関係で派遣が難しい場合はいずれかからの派遣とする。

4. 災害救援ボランティアセンター、都道府県・指定都市災害救援ボランティア活動本部の設立

メンバーは、社協のみならず、関係団体、NPO等、必要に応じ、自治体により構成する。

5. コーディネート等を担当する職員派遣

状況に応じ、下記の社協に職員派遣を要請する。

- 県内市区町村社協
- ブロック内の都道府県・指定都市社協および市区町村社協
※ブロック内の都道府県・指定都市社協で調整
- その他の地域の都道府県・指定都市社協、市区町村社協
※各社協の判断による

この派遣にあたっては、全国段階の NPO とも調整し、それぞれのコーディネーターの分担、連携をはかる。この調整機能については、今後関係団体と協議し確立をはかる。

災害救援活動の経験のある職員を中心に初期に必要な数を派遣するとともに、徐々に地元（県→市町村）のみの体制に移行できるようすすめる。
一定の研修を受けたコーディネーターを認定された個所に派遣する場合には、その旅費について、共同募金等の財源を充てることを早急に検討し、実行をはかる。
その他の職員の旅費は各社協の負担とする。
原則的に地元都道府県・指定都市社協の要請に基づいて行うものとするが、大規模災害の場合は、全社協からのみの要請も行うものとする。

6. 救援活動への参加の呼びかけ対象

状況に応じ、下記の範囲に救援活動への参加を呼びかける。当該都道府県・指定都市
社協は広報や参加者の組織化を行う。

- ☐ 県内
- ☐ 隣県
- ☐ 近県
- ☐ 全国

7. 要援護者支援活動の実施

災害時は、地元の福祉サービスの実施体制が不十分になることから、サービス実施体制の応援も災害救援ボランティアセンターの活動としてすすめる。

近県の社協等からの専門職の派遣協力を呼びかけ、在宅および避難所の要援護者の安否確認、必要なケアを応援する。

8. 活動の終息

センター・本部の設立を検討したメンバーにより、センター・本部の廃止を検討する。
他県からの職員派遣については、活動状況を常に把握し、減、停止の判断を的確に行う。

活動の終息は、関係者間で判断のズレが生ずることから、災害救援センターの解散等は慎重に判断を行う必要がある。とくに大規模災害の場合には、「災害救援」は終わっても、「生活支援」が継続することがあり、活動形態や方法、他県からの職員派遣等については変更や名称変更（たとえば「被災者生活支援センター」）はあっても、センターとしての対応が求められることが多い。

9. 活動資金調達

(1) 地元

- ① 公費
- ② 共同募金
- ③ 民間財源
- ④ 活動支援募金募集 等

(2) 近県

- ① 関係者等による募金 等

(3) 全国

- ① 地域福祉推進委員会福祉救援活動資金援助制度基金（支給額 50～500 万円）
- ② 民間財源（助成団体等との調整）
- ③ 国庫補助（厚生労働省との調整）

(4) その他

Ⅱ. 基盤整備

【都道府県・指定都市段階】

上記の活動を行うための基盤整備を都道府県・指定都市内の市区町村社協およびブロック内の都道府県・指定都市社協間で行う。

都道府県・指定都市内の関係者にも社協の取り組み体制を伝えるとともに、基本的なすすめ方を確認するなどの調整を行う。

【全国段階】

- ①活動費について、共同募金を中心に財源調達の調整をはかる。
- ②全国段階の調整機能の確立をはかる。
- ③NPO団体等と協働し、災害救援ボランティア活動支援のマニュアルを作成する。
- ④防災、災害救援ネットワークの構築の検討・提案を行う。

(平成 17 年 7 月)

災害時一人も見逃さない運動

実施要綱

1. 趣旨

本会が、民生委員制度創設90周年記念事業として、全国22万余の民生委員・児童委員に取り組みを呼びかけた、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は、着実に実績を積み重ね、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震などにおいて、民生委員・児童委員による安否確認行動が地域住民の安全確保に貢献したことがマスコミなどで報道され、広く国民の間で民生委員・児童委員の自然災害への取り組みが理解された。

また、この運動の結果、災害時の要援護者支援について、必要な情報の共有化を図り、民生委員・児童委員と連携して取り組むことを市町村に求めた、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付厚生労働省6課長通知）が発出され、関係機関・団体においても、民生委員・児童委員ならではのきめ細やかな地域住民支援活動の重要性が認識されるに至った。

ついては、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を継続し、今後も安全で安心なまちづくりに取り組み、より一層、民生委員・児童委員とその活動を理解していただくことをめざす。

2. 主唱

全国民生委員児童委員連合会

3. 取り組み
内容

(1) 単位民児協における取り組み内容

● 民生委員・児童委員としての取り組み

- ① 災害発生時、民生委員・児童委員自身及び家族の安全が確保できるよう備える。
- ② 民生委員・児童委員自身の家庭で防災グッズを整備し、災害に備える。
- ③ 緊急時の連絡方法を確認する。（電話、携帯電話、メール）

※民児協会長や行政に電話、携帯電話、メール等複数の連絡方法を伝えておくとともに、万が一委員と連絡が取れない場合でも、家族等を通じて用件・情報が届くようにしておく。

④地域の要援護者台帳を整備し、要援護者の状況やニーズを把握する。

※要援護者台帳は個人情報を含むため適切に管理を行なう。

- ・要介護者
- ・障害者
- ・妊産婦及び乳幼児
- ・子育て家庭
- ・ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者 等

●単位民児協組織としての取り組み

①民生委員・児童委員、主任児童委員間の緊急時連絡網を整備し、その連絡網を使った情報伝達訓練を実施する。

②自然災害について学習する。

③各民生委員・児童委員が整備した要援護者台帳を元に、要援護者の状況に応じて色分けした災害福祉マップを作成し、要援護者の所在地や避難場所などを把握する。

※要援護者台帳及び災害福祉マップは個人情報を含むため適切に管理を行なう。

④要援護者台帳及び災害福祉マップの更新作業を定期的に行なう。

⑤関係機関・団体の連絡先を把握し、災害発生時速やかに連絡できるよう備える。

- ・行政（防災部局、民生委員・児童委員担当部局）
- ・消防署
- ・社会福祉協議会
- ・町内会・自治会
- ・消防団・自主防災組織 等

⑥関係機関・団体と情報交換を行なう。

⑦行政などが行なう防災避難訓練に参画・協力する。

(2) 市町村民児協及び都道府県・指定都市民児協における 取り組み内容

市町村民児協は単位民児協について、都道府県・指定都市民児協は町村民児協及び単位民児協について、それぞれ次の各項目について取り組みます。

①民児協が、本運動に円滑に取り組むことができるよう、関係各方面に周知・PRを行なう。

②また、関係機関・団体間の連絡・調整など、本運動の円滑な実施のために必要な活動を行なう。

③民児協や民生委員・児童委員に対して、研修会やその他広報媒体などを通じて、自然災害対応に関連する情報を提供するなどして、本運動の取り組みを支援する。

(3) 全国民生委員児童委員連合会における取り組み内容

全民児連は、本運動を地域福祉推進部会が所管し、次の各項目について取り組みます。

- ①都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協、単位民児協が、本運動に円滑に取り組むことができるよう、関係各方面に周知・PRを行なう。
- ②また、関係機関・団体間の連絡・調整など、本運動の円滑な実施のために必要な活動を行なう。
- ③研修会やその他広報媒体などを通じて、自然災害対応に関連する情報を提供するなどして、都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協、単位民児協における本運動の取り組みを支援する。

4. 実施期間

平成19年10月1日～平成22年11月末日

5. 連絡先

最寄りの都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会

または

全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

z-minsei@shakyo.or.jp

萩波市 災害時要援護者登録申請書

登録者		家族以外が代理記載の場合		氏名
				登録者との関係
フリガナ		性別	地区名及び 常会名	
氏名		男	民生児童 委員名	
		女	自宅電話	— —
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		携帯電話	— —
住所	〒 — —		自力避難困難 → 寝たきり 車いす 他	
	萩波市		情報理解困難 → 認知 障害 乳幼児 他	
	(アパート・マンション名)		高齢者 → 一人暮らし(日中・全日) 他	

緊急時の連絡先				
フリガナ		性別	電話番号	— —
氏名		男	自宅電話	— —
		女	携帯電話	— —
住所	〒 — —		家族・親戚(続柄)	()
			隣人 友人 その他()	()
フリガナ		性別	電話番号	— —
氏名		男	自宅電話	— —
		女	携帯電話	— —
住所	〒 — —		家族・親戚(続柄)	()
			隣人 友人 その他()	()
フリガナ		性別	電話番号	— —
氏名		男	自宅電話	— —
		女	携帯電話	— —
住所	〒 — —		家族・親戚(続柄)	()
			隣人 友人 その他()	()

※保護を受ける場合に配慮してほしいことや、よければ心算の状態などを記入してください。

特記事項	
------	--

私は、緊急災害時に自力避難ができないために、要援護者として登録した。私が届け出た上記の個人情報が市の関係部署並びに地域の民生児童協議会、自治協賛会など支援する方に提供されることを承諾します。

申請年月日

萩波市長 あて

 申請者
(本人または家族)

見まもり支援
 親族・隣人・友人・自治会長・町長・民生児童委員・地区福祉推進員など
支援をお願いしたい方を記入してください。

氏名	住所	電話番号先(自宅・携帯・勤務先)	役割(援助すること)
		— — 自・携・勤	
		— — 自・携・勤	
		— — 自・携・勤	
		— — 自・携・勤	
		— — 自・携・勤	

支援を希望する 項目 (活動重点項目)	1 見まもり訪問
	2 親族との連絡
	3 外出時の援助
	4 買物代行
	5 身辺雑用(ゴミ出し、掃除、除草など)
	6 冬季の除雪
	7 万一の災害時に備えた援助の事前協議
	8 その他()

付記事項 (要援護者が最も 望んでいる事項等)	◎事前の予測や他の機関で対応が必要と思われること。
-------------------------------	---------------------------

※ この申請書に関する情報は、災害発生時に地域の協議により生命等の安全を図るもののほか、日頃の支援活動(ケアネット等)に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に提供を流したりすることを禁止します。

砺波市頼成川原常会防災マップ(災害時要援護者)

平成19年
4月1日現在



取扱注意

- … 一人暮らし(全日)
- … 一人暮らし(日中)
- … 高齢者二人暮らし
- … 高齢者暮らし(日中)
- … その他(介護施設など)
- … 避難場所



自主防災組織からコミュニティを再編

美馬市社会福祉協議会

■「ふれあいのまちづくり事業」から災害時の取り組みへ

徳島県^{みま}美馬市は、市内のほぼ中央を、東西に「四国三郎」の異名で知られる吉野川が悠然と流れ、北側は阿讃山脈、南側は剣山山系の山々が聳えている。阿讃山脈の山の向うはもう香川県だ。

こうした地形にある美馬市は、平成17年3月、旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町、小屋^{こやだい}平村が合併して誕生した。平成19年11月現在の人口は3万4176人、高齢化率は29.2%と高い。

美馬市社協の事務所は、旧脇町役場（現脇町庁舎）と床続きの正面右側にある。玄関には、「美馬市社会福祉協議会」の看板のほか、「脇町ホームヘルプステーション（ケアプランセンター）」、「ふれあい福祉総合相談センター」の看板が所狭しと立掛けられている。

その美馬市社協の行っている事業は、看板が示しているとおりの介護保険事業や総合相談事業のほか、デイサービス事業、ボランティアセンターの設置運営、生きがい活動支援通所事業など10を超える受託事業、ふれあい・いきいきサロン、小地域ネットワーク事業など多岐にわたる。

とくにふれあい・いきいきサロンや小地域ネットワーク事業は、平成8～12年度の5年間にわたって、旧脇町社協が実施した「ふれあいのまちづくり事業」（通称「ふれまち」、国庫補助事業）の流れを汲んでいる。

美馬市社協の地域福祉課長をしている佐和良佳^{さわよし}さんは、もともと旧脇町社協のワーカーだったが、当時を振り返り、「「ふれまち」の5年の指定期間終了を間近にして、何かちがった切り口から別の事業をしよう。そうしないとこれまでの取り組みがとぎれてしまうと思った」と語る。

その頃佐和さんは、マスコミなどで、しばしば東南海・南海地震の発生を予知する情報が流れているのを耳にするようになった。また、県社協の研修で災害図上訓練（DIG）という防災マップづくりの手法を知る機会を得たことも重なった。

ちなみに、あまり聞きなれない「災害図上訓練（DIG）」について、ここで少し解説しておこう。DIGとは、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられた「災害図上訓練」の意である。脇町社

協の実際の手法を当てはめてみると、以下ようになる。まず、当該地域の詳細地図に自治会長や協力員、要援護者、ボランティア、医師、看護師などのマンパワーの家を色別のシールでマーキングしていく。次に防火水槽や消火栓、消火ホース、公衆電話、井戸、病院の位置などを色別のマジックやシールで再びマーキングする。さらに広域避難所や一時避難所、避難経路、車両通行不可道路、河川、危険箇所なども記していく。こうして作った防災マップには必ず色別ごとの凡例を記入しておく。一言で言えば、大きな地図を参加者で囲み、災害対策本部のイメージトレーニングをするというものだ。

この手法は、三重県在住の災害ボランティアと三重県の防災行政の担当者、自衛隊のノウハウを知る防災研究者が出会ったことによって生まれたものとのことである。

この手法を知った佐和さんは思った。「これは使える。防災体制を地域でつくことで、小地域ネットワーク事業につなげられないだろうか。命にかかわる、地域のつながりが必要だ…」

そういう思いから、平成14年度に立ち上げたのが、旧脇町社協の「災害時要配慮者対策に伴う自主防災組織立ち上げ事業」である。

■関係機関の協力を得て

社協がまず取り組んだのは、関係機関、組織のネットワークづくりだった。行政、警察署、消防本部、消防団、民生委員、福祉委員、ボランティア、そして社協である。なかでも、この事業の成功の鍵は、消防本部との連携だった。

消防の協力が得られるのは珍しいことだ。はじめは、「なぜ社協が災害対策に取り組むのか。これは本来、消防の仕事だ」となかなか理解されなかったという。しかし、社協ワーカーは諦めることなく、辛抱強く説明した。

「災害時に備えた取り組みが、日常の見守りにつながる。私たちがめざすものは、そのネットワークづくりです」

ワーカーの思いが消防の担当者に伝わると、あとはスムーズにことが運んだ。今では、消防側から、「災害図上訓練は、頭で考えるのだから、災害〃頭上訓練、と書くべき」と提案されるほどだ。

一方、警察もこの事業の情報を知っていて、「何かしなければ…」と考えてい

るようだった。防災月間と重なったこともあり、「災害ボランティアをつくるのはどうだろうか」という提案があったが、社協ワーカーは「いきなり災害ボランティアをつくっても、機能しないと思う。まずは自分たちの地域を自分たちで支えあうことが大切」と話した。「それでは、まず防災訓練をしましょう」ということになり、協力を約束してくれた。

並行して、この事業のモデル地区の指定も行った。春日地区、落久保地区、突抜地区の3か所である。最初に取り組んだのは、春日地区だった。

春日地区には、脇町民生委員児童委員協議会の会長がいた。この地区の中心人物だった。平成14年度早々の4月のこと、会長に打診すると、「それはいいことだ」とすぐにモデル地区指定を快諾してもらった。ついでに協力員10名の選出もお願いした。

社協では、当該地区の状況やマンパワーを十分に把握していなかったこともあり、できるだけモデル地区の組織づくりや会合の日取りは地元の民生委員などにお任せした。住民の自発性を重んじたからだ。

協力員の選出がすすみ、1回目の会合の日程も7月29日に決まった。

■防災マップをつくる

会合の段取りは社協が音頭を取った。

まず防災のビデオを上映する。ビデオで災害への臨場感を持ってもらったところで、DIG（防災マップづくり）に入った。うまくいくか、参加者にやる気を出してもらえるか、社協ワーカーは期待と不安感で緊張した。

「まず、みんなで自分の住んでいる春日地区をマジックで囲んでください」ワーカーがそう声をかけると、色めきだった参加者が手に手にマジックを持って境界線をなぞりはじめた。「あれれ、どこまでだっけ？」自分の住む春日地区がどこまでなのか、首をひねる参加者も結構いた。笑いが起こった。

地区の境界の囲みができると、今度はマンパワーの家のチェック、要援護者のチェックとすすんだ。要援護者は行政が把握している人をチェックするのではなく、参加者が参加者の目で、あの人、この人とチェックしていった。

制服を着た消防士にも輪の中に入ってもらった。これもワーカーには1つのねらいがあった。社協ワーカーではなく、制服を着た消防士が話し出すと、みんな

かしこまって聞き入る。参加者の顔が本気になった。

「防災訓練をしたらどうだろう」年配の参加者から知恵が出てくる。任されることで、「自分たちでこんなこと、やってもいいんだ」という当事者意識も生まれてきた。責任感も芽生えた。

約1時間かけて、みんなで作った防災マップが出来上がった。みんなの顔は達成感で満たされた。

社協ワーカーも、「みんなのこの意識はきっと今後の活動に生きてくるはずだ」と確信めいたものを感じていた。

その後も会合は2回、3回と重ねられ、作成した防災マップの修正、自主防災組織の消火班や救護班などの役割分担編成、規約の検討、防災訓練の企画、応急手当の仕方などが、消防、警察の指導や、社協の支援のもとにすすめられた。

実際の自主防災訓練も春日地区の住民総勢140名が参加して行われた。

こうしたモデル地区の取り組みは、隣接した地区にもいい影響を与えた。春日地区が防災マップづくり、自主防災組織づくり、自主防災訓練を次々と成功させていくなかで、社協ワーカーは、「今度はふれあい・いきいきサロンをはじめてみてはどうか」と持ちかけた。しかし、春日地区が使う集会所は、隣接する2つの地区と共有のものだった。そこで、その2地区も巻き込んで、「ふれあい・いきいきサロン」を立ち上げた。地域の中で介護予防事業や阿波踊り体操などのレクリエーションをしながら、無理なく、楽しく時間を過ごす憩いの場である。このふれあい・いきいきサロンが軌道にのると、今度は「春日地区がやっているのだから、自分たちも」と、隣接する2地区が自主防災組織を立ち上げた。1つの取り組みが、次の活動につながっていく。

その後、春日地区、拝東南地区、拝東北地区の各自治会は平成16年、拝東自主防災会を結成し、それらを母体として、平成17年に総務省補助事業「地域安全安心ステーション」モデル事業をスタートさせた。

このモデル事業は、「地域の安全と安心を確保するために地域住民が自主的にパトロール活動を行うこと」「地域安全情報の集約や発信を行うこと」「地域の安全と安心を確保するための様々な自主的活動に、地域住民の参加と協力を求める活動を行うこと」があげられ、ステーションはその拠点となることが求められて

いる。

揖東自主防災会では、従来の自主防災活動に加え、このモデル事業を取り入れた防犯活動にも関係団体と連携を図りながらすすめたのである。（年間100万円の助成金が出された）

■「防災」がつかないネットワーク

合併後、市から、2年以内に自主防災組織の組織率を100%にするように言われた。しかし、この取り組みはただ組織を立ち上げればよいというものではない。防災マップは社協にとって1つの財産である。そこで、社協ワーカーは助役に説明し、自主防災組織の条件として、名簿の提出だけではなく、防災マップの作成と防災訓練を少なくとも1回は実施することを決めた。

それからは土日も休みなく、地域をとびまわり、災害図上訓練や自主防災組織について話をした。周閉からは「物好きでなければできないね」と言われたが、こうした取り組みの中で、今では、市内のほとんどの地区で、防災マップづくりもすすみ、自主防災組織結成を成し遂げるに至っている。現在（平成19年11月）時点で、市内の全自治会数337のうち、308の自治会で結成されている（91.4%）。ちなみに自主防災組織の結成数は227組織であるが、これは複数自治会で1つの組織を結成しているところがあるためである。あくまで数字にこだわるわけではないが、やはり目指すは自主防災組織率100%なのだそう。（表1参照）

しかも、この自主防災組織づくりの流れのなかで、小地域福祉活動も着実に浸透してきており、現在時点での小地域ネットワーク事業は109か所、ふれあい・いきいきサロン115か所にまでのぼっている。（平成19年11月時点）ちなみに、これらの活動財源は、介護保険事業の要介護認定からはずれた人を対象に実施している介護予防事業の予算や社協会費、共同募金配分金などでまかなわれている。

「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受けているときは、何度話をもちかけても、「ふれあい・いきいきサロン。ができなかった地域で、今では、自主防災組織が立ち上がり、それをきっかけとして、ふれあい・いきいきサロン。が運営されるようになっている。

佐和さんは、その理由について、「ふれあい・いきいきサロン。は女性を中心

だった。`防災、を取り上げたことで、男性陣の参加が得られた。その影響が大きいのでは」と分析する。社協ワーカーからの働きかけ方を少し変えたことで、住民が動き出したということだ。

■人が出会える場を増やす

現在、美馬市社協では地区社協をつくっていない。地区社協はできればいいと思うが、今は自治会の地固めをしていくことが重要だと思っているという。市内に337ある自治会の会長さんには全員福祉委員を兼ねてもらっている。こうした地盤を小地域ネットワークとつなげていければと考えている。

地域福祉活動計画についても、平成18～19年度にかけて、策定に取り組んでいる。市社協のものと、旧町村ごとの4地区で職員の担当制を敷いているので、その4地区ごとにも計画づくりをすすめている。策定委員は、できるだけ住民主体の委員構成を考えた。4地区の策定委員はできるだけ団体の長ではなく、幅広い層の方に入ってもらっている。市社協本体の計画は、13名のメンバーのほかに、各地区の策定委員会の委員長1名と副委員長2名、計12名、全体で25名の委員構成で取り組んでいる。

旧町村ごとに担当職員を配置していることについて、佐和さんは次のように語る。

「担当者が地域に入ると、その地域が変わるんです。社協の方針は、小さい単位のコミュニティを再編するために、人が出会える場所を増やすことです。年に1回でも、2回でも、クリスマス会などでもいい。`防災、に対しては住民の意識も高く、そのきっかけづくりとして申し分ないと思っています」

美馬市の自主防災組織づくりをテコにした福祉のまちづくりは、着実にすすんでいるという思いを強く持った。

新潟県中越沖地震対応（災害ボランティア関係）

1. 初動

7月16日（被災日）

- * 新潟県社協は、新潟県災害救援ボランティア本部を設置（13:30）
- * 柏崎市社協は、柏崎市災害ボランティアセンターを設置（11:00）
- * 揺れが大きかった他の市町村社協も状況把握に市内巡回などを行う。
- * 県社協は、各地に職員を派遣し、状況把握
- * 全社協では、被災県社協（新潟県・長野県）関係者に連絡し、状況把握
- * 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（中央共同募金会）とも連絡を取り合い、情報収集

7月17日（被災翌日）

- * 新潟に先遣隊（全社協、中央共募、支援プロジェクト事務局）を派遣し、県社協との打合せ・被災地の状況把握にあたる。
- * 関東ブロック災害協定幹事県社協（山梨県、千葉県）が新潟入り、状況把握
- * ボランティア活動保険大規模災害特例の適用

7月18日（被災翌々日）

- * 支援プロジェクトを介して災害ボランティアセンター備品等の手配開始
- * 支援プロジェクトメンバーは柏崎・刈羽に張り付き、センター運営支援開始、西山支所は状況把握に基づき県社協に対してセンター設立提案／支援
- * 関東ブロック派遣の決定
- * 県内市町村社協からの計画派遣の開始

2. 災害ボランティアセンターの設置

- * 新潟県社協：新潟県災害救援ボランティア本部【7月16日～11月】
- * 柏崎市社協：柏崎市災害ボランティアセンター【7月16日～9月18日】
以降は、通常のボランティアセンターで対応
- * 刈羽村社協：刈羽村災害ボランティアセンター【7月17日～9月2日】
以降、社協にボランティアセンターを設置し対応
- * 出雲崎町社協：出雲崎町災害ボランティアセンター【7月18日～7月29日】
以降、社協で対応
- * 柏崎市社協西山支所：柏崎市災害ボランティアセンター西山【7月20日～9月10日】
以降は柏崎市本所でまとめて対応
- * 長岡市・小千谷市等は、安否確認、被害状況の把握の結果、災害ボランティアセンターの設置は不要と判断／必要に応じて、社協の枠組みで対応することとした。

支援活動の概況

1. ボランティア活動の状況

* 延べ参加人数 （07.10.02現在の合計）

①柏崎市災害 VC	18,473 人
②柏崎市災害 VC 西山支所	1,964 人
③刈羽村災害 VC	6,034 人
④出雲崎町災害 VC	194 人

- ・ 個人参加、グループ参加、災害ボランティアネットワーク、災害に経験を有する NPO/NGO、宗教関係のグループ、元被災関係者、行政が組織するボランティアバスに参加する者、企業のグループなど
- ・ ボランティアは出発地あるいは、災害ボランティアセンターでの登録時にボランティア活動保険（天災タイプ）に加入

2. 社協ネットワークおよび支援プロジェクトによる支援

*新潟県社協からの支援

- ・ 発災直後より、県社協職員が被災地を巡回し、状況把握
- ・ 県社協職員による各災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援（延べ 320 人）
- ・ 県社協を通じての広域支援の依頼（県内市町村社協、関東ブロック社協等県外社協）

*新潟県内市町村社協からの支援

- ・ 発災当初より、長岡、小千谷など 2004 年の中越地震被災経験社協から職員などが駆けつけた
- ・ 新潟県社協が県内市町村社協に対して計画的なスタッフ派遣を依頼、7 月 17 日～9 月 18 日まで延べ 2070 人の派遣が行われた

*関東ブロックからの社協職員派遣

- ・ 発災当初、幹事県社協（千葉県・山梨県）から職員が視察に入る
- ・ 災害時協定に基づき、関東ブロックより交代で、7 月 19 日より 6 名、27 日より 10 名が、9 月 2 日まで、柏崎および刈羽村の災害 VC を支援した
- ・ 延べ 678 人が派遣された

*その他のブロックからの社協職員派遣

- ・ 新潟県社協からの要請に応じて、近接の北海道・東北ブロックより 7 名、東海・北陸ブロック、近畿ブロックから各 6 名が 7 月 27 日～31 日まで支援
- ・ 主として、都道府県・指定都市社協の職員
- ・ 2 陣以降は新潟県社協が派遣要請を取り下げたため、中断した

*全社協からの派遣

- ・ 発災翌日より、全国ボランティア活動振興センター職員が新潟入り、その後も、同センター及び地域福祉部職員が交代で現地に入り、社協支援・連絡調整等に当たった
- ・ 他に、民生部、企画部などからも職員を派遣した。また、7 月 28 日～30 日は総務部職員を新潟県社協に派遣した

*災害ボランティア活動支援プロジェクト会議からの派遣

3. 災害ボランティア活動支援プロジェクトの活動について

*各災害ボランティアセンターへの人材派遣

- ・ 各災害 VC の運営支援やサポートのため人材派遣を行う
社協職員、NPO 関係者、災害ボランティアネットワーク関係者など、原則として被災地支援経験が豊かで、全社協の講師養成・スーパーバイザー研修受講修了者を派遣
- ・ 7 月 17 日から 9 月 10 日まで 31 名（社協 23 名、NPO 等 8 名）が支援活動・連絡調整業務に当たった

- ・ 1人あたり原則5日以上滞在

*物品面・資金面での支援活動

- ・ 各災害VCの備品・設備（コピー機、印刷機、机、椅子、大量の事務用品、車両、カメラ、携帯電話など）等について、日本経団連1%クラブを通じて、貸与あるいは寄贈
- ・ 企業による寄付などのつなぎ・調整。なかでも、被災地におけるNPOなどの支援活動への助成や支援Pからの派遣要員の経費などに充当できる資金の募金
- ・ 企業による供出品のうち、特に生活に密着したタオルやティッシュ、せっけんなどを中心に「うるうるパック」を作成し、避難所や在宅の要支援者の安否確認やニーズほりおこし活動を兼ねて配布
- ・ 寄付金 3,755万円 他、物品寄付

4. 民生委員・児童委員の活動

- ・ 災害時要援護者登録、それを町内会、コミュニティセンター（コミュニティ協議会）と共有をすすめている最中に発災
- ・ 民生委員・児童委員が担当地区の安否確認の実施（コミュニティセンター、町内会と連携）。
- ・ 各地から派遣された保健師との同行訪問を実施

5. 要援護者支援

*避難所へのヘルパー派遣

- ・ 全国ホームヘルパー協議会が要援護者ケアのため、7月22日より刈羽村の福祉避難所にホームヘルパーを派遣。福祉避難所では24時間体制で支援を行った
- ・ 7月31日から避難所閉鎖の8月20日までは一般避難所に派遣した
- ・ 2人1組を基準とし、群馬・富山・秋田・岩手・石川・静岡・兵庫・愛知・青森のヘルパー協議会で人員を調整のうえ、おおよそ3日単位で交代、計34名を派遣
- ・ 経費は共同募金の災害準備金

5. 共同募金会の動き

*義援金の募集

*共同募金準備金の積極活用の推進

- ・ 関東ブロック各都県共同募金会からの準備金を拠出（1億円）
- ・ 災害ボランティアセンターの活動費用への活用を推進
- ・ 避難所等における必要備品、生活用品等の購入についても活用するよう通知
- ・ 要介護者支援活動にも助成（刈羽村福祉避難所へのヘルパー派遣）

6. ボランティアなどの安全対策

*倒壊の危険性がある家屋などからのボランティア活動依頼への対応

- ・ 被災地における建物の応急危険度判定で、赤紙（危険・立ち入り禁止）・黄紙（倒壊の恐れがあるので最大限の注意要）判定となった世帯からのボランティア依頼について、専門家による状況分析に基づき、災害ボランティア本部（県社協）より、以下のよう

な取り扱いを推奨する文書を各災害ボランティアセンターに通知

- 赤 建物に入る活動はできないが、自宅訪問などをし、建物内の作業以外に周辺でできることはないか探す
- 黄 責任者が同行して、専門家等の助言を得て、安全度を判断し、危険のない範囲で必要に応じてボランティアによる片付けなども可能な場合を想定

7. 各災害ボランティアセンター閉所後の支援

*生活支援相談員の配置

- ・新潟県社協は、柏崎市・刈羽村・出雲崎町にそれぞれ17人・3人・1人の生活支援相談員を配置することで調整を行い、仮設住宅の被災者や在宅の被災者に対する長期的な支援体制を整備した
- ・生活支援相談員の指揮命令は被災地の市町村社協が行う
- ・費用は共同募金、後に復興基金に切り換え予定

*財団法人新潟県中越沖地震復興基金の創設

- ・新潟県などは、中越沖地震で被災した住民や商店、中小企業を支援するため、1600億円の「中越沖地震復興基金」を10月をめぐりに設置、被災者生活再建支援事業や住宅再建支援事業などに活用する。設置期間は当面5年間で、復興需要に応じて最大10年まで延長する。

*新潟県災害救援ボランティア本部

- ・新潟県社協は、仮設住宅が解消するまでの間、新潟県災害救援ボランティア本部を常設し、被災者支援や情報提供にあたる。

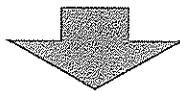
法吉地区の『災害時における地域での助け合い』について

法吉地区社会福祉協議会では、自然災害時において高齢者の方や障害者の方たちを地域で支援する制度を立ち上げました。

▼どんな制度なの？

災害が起きた時、「自分の力で避難ができるかどうか心配」といった不安を抱えている障害者の方や、一人暮らしの高齢者の方などに前もって登録いただき、近隣住民や支援ボランティアの方が災害時における安否確認・避難誘導や平常時の見守り活動を行うことで、住みなれた地域でだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

制度の実施にあたって、災害時に支援を希望する方、支援していただける方の登録を受け付けています。



▼登録方法は？

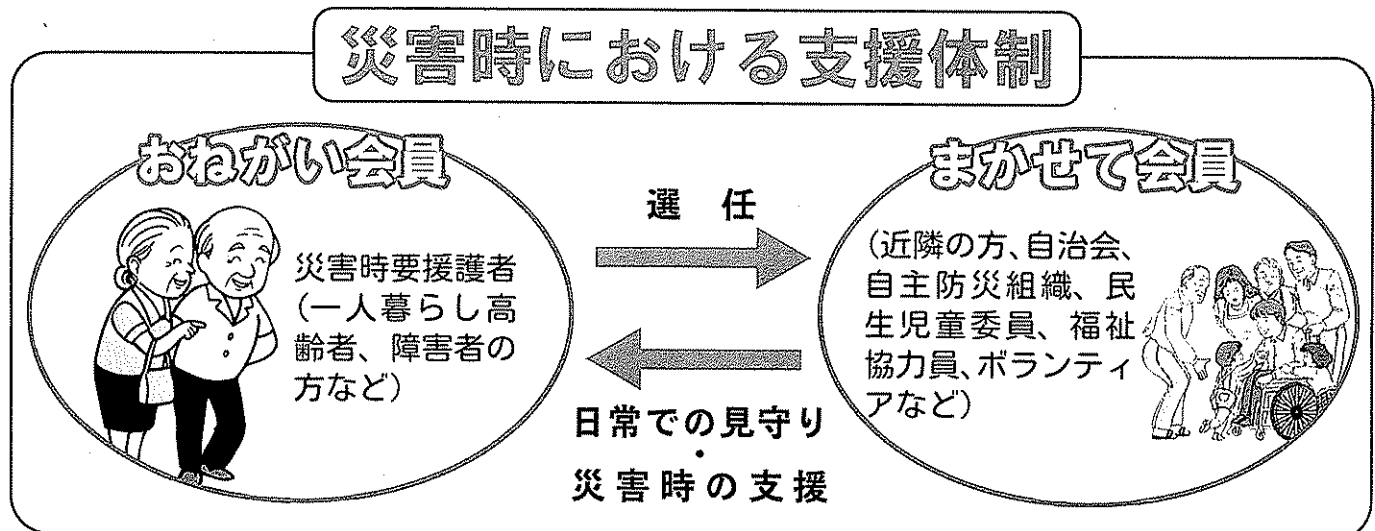
支援を希望する方（おねがい会員）

自治会役員、民生児童委員、福祉協力員の方々に訪問していただきます。障害のある方については、上記以外にも当事者団体や施設などから登録の呼びかけを行います。支援を希望する方は登録台帳にご記入ください。

支援していただける方（まかせて会員）

おねがい会員さんから支援を希望された方や、自治会・自主防災組織・民生児童委員・福祉協力員・ボランティアの方たちを中心に支援をしていただきます。支援をしていただける方は登録台帳にご記入ください。

※記載された個人情報は厳重に保管し、支援活動以外に使用しません。



■問い合わせ先・事業主体

法吉地区社会福祉協議会

(法吉公民館 TEL21-4966 FAX21-5509)

■事務局

法吉公民館・松江市・松江市社会福祉協議会

シート
1

防災マップづくり

組（班）単位でまち歩きを行い、大地震や風水害でどんなことが起こるのかを想像しながらそれぞれの防災マップを作成し、防災のための資源情報をすべての住民で共有しておきましょう。

防災区分と色シールを指定し、地図上に記入した防災マップを基にして、自主防災組織（区）の防災マップを作成しましょう。

◆避難

- ・最寄り集合場所
- ・一時立寄り所
- ・指定避難所（地図内にある場所） 指
- ・避難経路

◆危険区域

- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- ブロック塀箇所

◆防災関係設備・資機材設置箇所

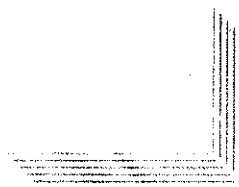
- ・消火栓
- ・防火水槽 水
- ・消防ポンプ庫
- ・飲料用井戸水源
- ・防災資機材（テント・担架等）
- ・不在住宅（空き家）

準備 するもの (例)

◆住宅地図◆ (地域の範囲が 確認できるもの)



◆透明シート◆ (地図と同じ大きさのもの)



◆シール◆

- 茶
- 赤
- ピンク
- 黒(小)
- 紺
- 緑(小)

◆色えんぴつや マジック◆

- 赤
- ピンク
- 緑
- 青
- 茶
- クレ

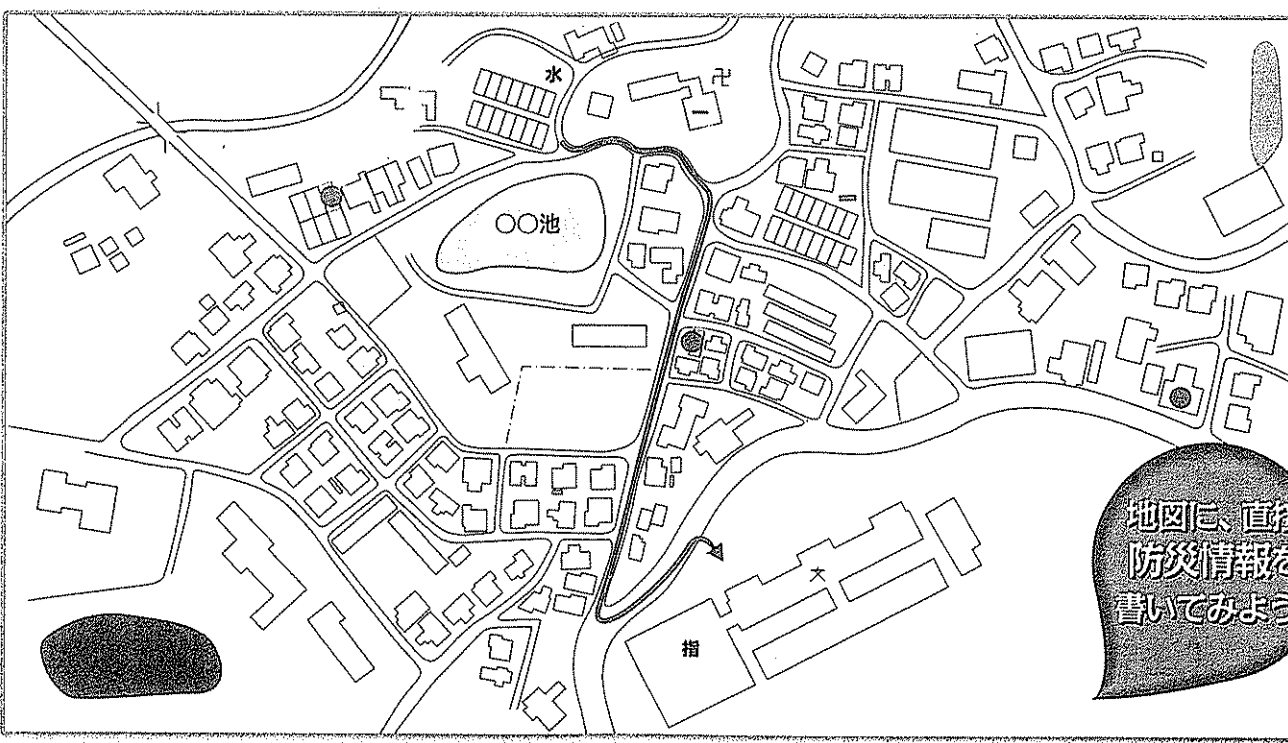
マップづくりの
まえに...
チェック!



- ① 組（班）単位で安否確認を行う一時集合場所を決定
- ② 組（班）単位で安否確認後向かう指定避難場所への経路確認
- ③ 地域での危険な箇所や問題のある場所（過去の災害を把握し実際に危険箇所を確認）
- ④ 防災施設や安全な場所
 - 公園、広場、消防、消火栓、貯水池、防火倉庫
 - 防災活動に役立つ資源（病院、診療所、食料品店、河川等）
 - 最寄りの避難所・一時立寄り所・指定避難所

防災情報（例）

シート
1





要援護者情報
把握のための
ポイント！

要援護者区分と色シールを指定し、防災マップを基にして、透明シートを重ね合わせた地図上に要援護者情報等を貼付し、自主防災組織（区）の支え合いマップ作成しましょう。

災害時や訓練時に使用する個人情報として、各個人が情報提供する「安否確認・避難支援登録シート」を活用し、その情報をもとに支え合いマップを作成しましょう。また、災害時に情報を提供することを条件に、同意を取っておきましょう。

「安否確認・避難支援登録シート」の内容（例）

◆世帯状況
代表者名（世帯主）住所／電話番号／同居家族名／続柄／性別／生年月日／日中の連絡先 など

◆支援状況
支援の有無／支援が必要な内容（必要な保健・医療・福祉サービスの内容、避難支援の内容（車椅子・歩行介助）など／要援護者の避難支援者名（自主防災組織・班（組）メンバーなど）※避難支援者は複数名で記入（複数の避難支援者を確保）

（要援護者となりうる人（例）

シート 2
・ 65 歳以上一人暮らし高齢者（昼間一人含む）・・・
・ 70 歳以上の高齢者を含む世帯・・・
・ 寝たきり高齢者・・・

シート 3
・ 身体障がい者
肢体不自由者・・・
視覚障がい者・・・
聴覚障がい者・・・
知的障がい者・・・
精神障がい者・・・
認知症状のある人・・・
・ 上記に準ずる状態にある難病患者など・・・

シート 4
・ 乳幼児・妊婦・・・
・ 小学生・・・
・ 中学生・・・

（支援者（例）

シート 5
・ 自主防災組織会長（区長）・・・
・ 安否確認リーダー・・・
・ 安否確認サブリーダー・・・
・ 支援者・・・

近隣住民、組（区）などの自主防災組織、民生・児童委員、福祉協力員、ボランティア など

（要援護者の把握（例）

ひとり暮らし高齢者（昼間ひとり暮らし高齢者）などで、日常的に近隣住民などの支援が必要な人

日常は家族やサービス利用により介護を受けている人

日常的に自立しており、家族などの介護により援助を望まない人

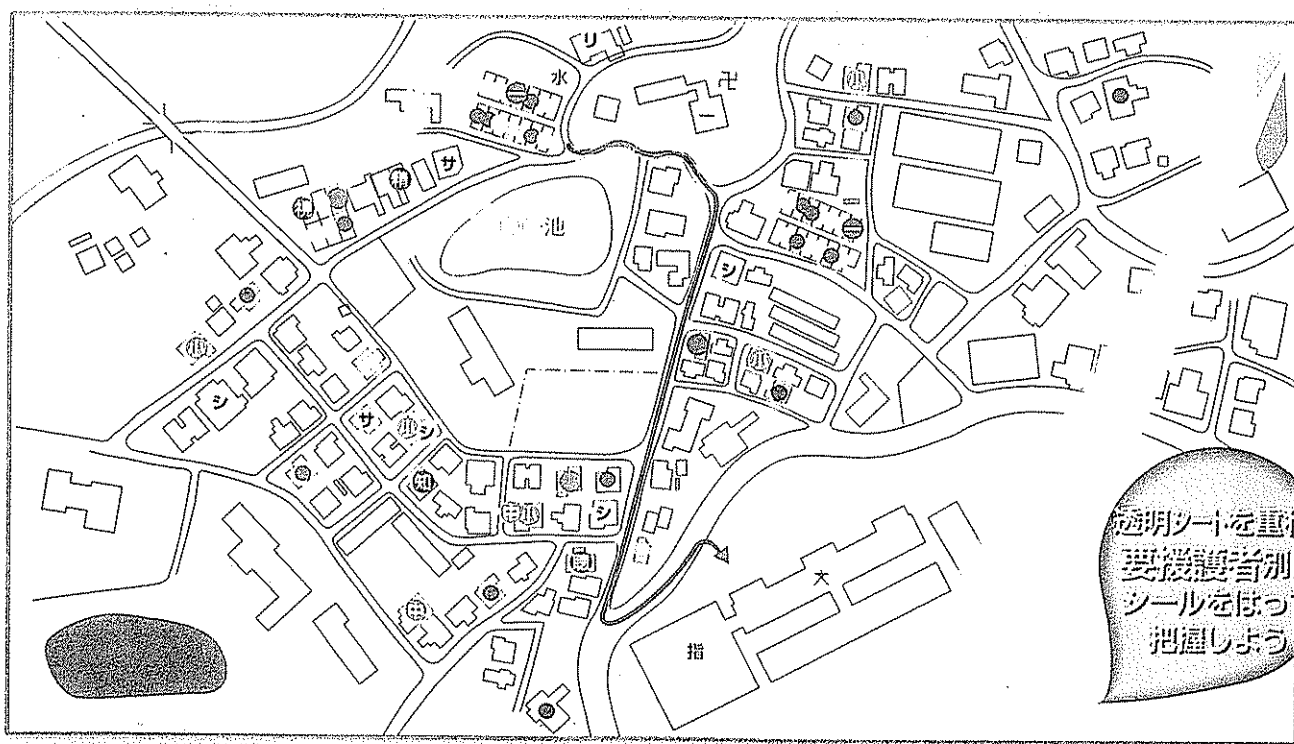
情報の公開を望まない人

施設の入所者

狭義の要援護者（現状においても概ね民生・児童委員が支援している人）▶災害時と日常の支援が必要

広義の要援護者（現状においては対象外）▶緊急時や災害時に支援が必要

対象外



透明シートを重ね、
要援護者別に
シールをはって
把握しよう



災害時安否確認マニュアルに基づいた、住民による見守りネットワークづくり

柘植地域まちづくり協議会では、「災害時安否確認マニュアル」を作成し、災害時に地域住民だけで3～4日は対応するしくみづくりが必要と考え、要援護者への避難支援を中心に地域住民の避難も包括しています。その内容は、

- ① 安否確認のネットワークづくり
- ② 情報の把握
- ③ 安否確認・避難支援登録シート作成
- ④ 防災マップづくり
- ⑤ 安否確認の手順
- ⑥ 防災啓発活動
- ⑦ 災害時要援護者支援ネットワークづくり（支え合いマップづくり）

からなります。安否確認は、区（自治会）を基に一番小さい単位である組（班）を基本とし、組では安否確認リーダー（組長）及びリーダーの補佐役として、常時組に在住する複数のサブリーダーを決めています。

また、災害時、援護を必要とする人や一人ひとりの情報を把握するため、「安否確認・避難支援登録シート」を各世帯に配布、家族構成、日中の連絡先、障がいの有無や支援が必要か否か、必要ならばその内容、防災上役立つ資格、技能等を書き込んでもらっています。

いずれも個人情報なので、災害時に情報を提供することを条件に同意を取って、各世帯2部作成、毎年度末に更新、旧シートは返却することにし、区長、組長が保管、プライバシーの保護責任を持つことになります。

また、災害時に支援を希望した人々には、組長、民生委員児童委員らが家庭訪問をして、さらに詳細な聞き取りを行い、その上で日頃から要援護者とかかわりがあり、本人が手助けを望む人を複数決め、双方の同意を得て、「支援者」として登録します。

安否確認リーダー（組長）、サブリーダーは、情報の共有を図るため、日頃より要援護者及び家族との交流を深め、「向こう3軒両隣」をベースに支援者と共にコミュニティの構築を行っています。こうして集めた要援護者の情報を基に、支援者との関係が分かる「支え合いマップ」づくりや地域住民の参加のもと、実際にまち歩きを行い、防災の視点からの「防災マップ」づくりを区単位で行っています。

これらは、個人情報を蓄積したものとなるため、マップは区長らが限定して保管、プライバシーの保護に努めるなどの配慮をしています。

要援護者聞き取り用

訪問時記入用紙

◆訪問日・住所・電話・氏名・訪問者・対応者

◆確認事項

① 支援者の選任

- ①日頃、お付き合いのある方はいますか？
（どんな関係か？）
- ②よく訪ねてくる人はいますか？
- ③日頃、あいさつを交わす近所の方はいますか？
- ④よく行くお店、家はありますか？
- ⑤近くに保健、福祉のプロはいますか？
（看護師、ヘルパー等）
- ⑥趣味の仲間等はいますか？

② 防災面のチェック

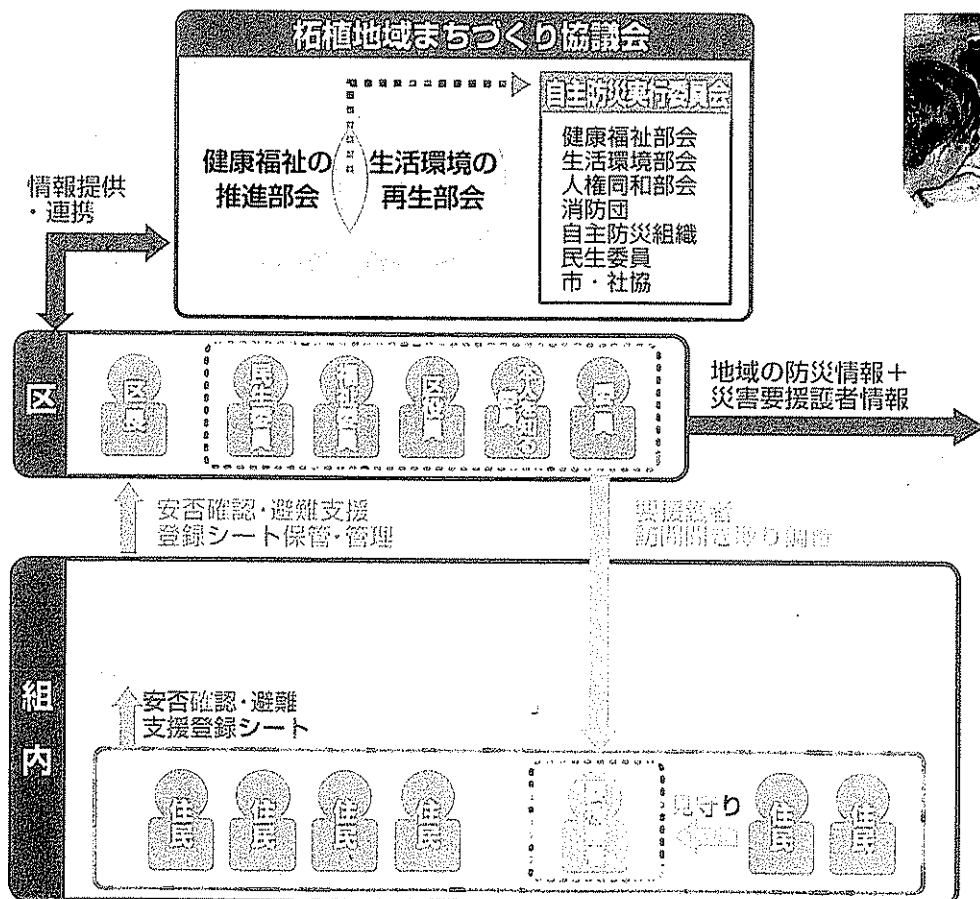
- ①日中過ごす場所は？ / 夜寝る部屋は？
- ②部屋においてある家具の状況は？
（転倒防止策は？）
ぐ障がい物はないか？
- ③その他に、家の中の危険箇所はありませんか？
- ④一次避難場所は、決めていますか？
（最寄の避難所、一時立寄り所、指定避難場所）

③ 現在利用している福祉サービス

（種類、曜日、事業者等）

④ 困りごと・希望すること

⑤ 家の中の略図・その他、所感



支え合いマップ

シート①

危険区域・空き家
指定避難場所
防火関係設備・資機
材設置場所 等

シート②

一人暮らし高齢者
日中一人暮らし高齢者
70歳以上の高齢者
を含む世帯

シート③

認知症状のある人
障がい者

シート④

妊婦・幼児・小学生
・中学生

シート⑤

自主防災組織会長
安否確認リーダー
安否確認サブリーダー
支援者